

## 仕様書

イノベーション推進部

### 1. 件名

オープンイノベーション支援事業者に関する調査事業

### 2. 目的

我が国産業の中長期的な発展に向けて、国内産業の非連続イノベーションの創出による活性化及び競争力の強化を実現するためには、オープンイノベーションを真に根付かせることが重要とされ、産・学・官において様々な活動が実施されている。特に、非連続イノベーションの創出における研究開発型スタートアップの役割は重要であり、次々とスタートアップ企業が生まれてくる環境整備が必要なのは勿論のこと、そのような有望な研究開発型スタートアップ企業との連携は、イノベーション創出を目的としたオープンイノベーション活動の中核に位置付けられると言える。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）では、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（以下、「JOIC」という。）の事務局を務めている。JOIC はオープンイノベーションの機運醸成および推進に資する様々な情報提供や、研究開発型スタートアップ企業との連携事例の創出のための取り組みを通して、我が国産業のイノベーションの創出及び競争力の強化に寄与することを目的として活動している。

近年、オープンイノベーション支援事業者（以下、「OI 事業者」という。）と呼ばれる、主に大企業とスタートアップの連携を促し、大企業の新規事業創出を加速させる事業者が多く出現・存在している。ところが OI 事業者・大企業の双方が連携に際して課題を抱えていることから、クライアントである大企業が望むような連携・実績には至っていないケースが散見されている。

OI 事業者の強み・特徴、海外事情、先行事例等を踏まえ、連携における実態・課題等を整理し、OI 事業者と大企業の適切な連携促進の検討のための一助とすることを目的に、本調査を実施する。

### 3. 内容

#### (1) 国内・国外の OI 事業者に関する調査

- ① 現状の国内で事業展開する OI 事業者の事業内容や強み・特徴、支援実績等について、インターネット・文献等を用いて調査する。また併せて、当該分野において先行していると考えられる、海外（アメリカ等）について、海外の OI 事業者の事業内容や強み・特徴、支援実績等について、同様に調査する。
- ② 国内の大企業のオープンイノベーションへの取組状況や OI 事業者との連携状況等について、JOIC の会員等大企業 400 社程度を対象として、アンケートにより調査する。

- ③ 大企業・OI 事業者が抱える課題や取組状況、連携に係る事例等について、大企業・OI 事業者各 5 社以上（計 10 社以上）及び、十分な知見を有する学識経験者、事業者等の有識者 6 名程度にヒアリングを実施、調査する。ヒアリング先の選定については、NEDO と実施事業者の間で相談の上、決定するものとする。なお、海外事例を調査する際に、web 会議を活用するなど、効率的な実施に努めること。

## (2) 大企業と OI 事業者との意見交換会

- ① 大企業側と OI 事業者側、それぞれ各 2 社、計 4 社の登壇者による意見交換会を 2 回程度実施する。本意見交換会の議題については、OI 事業者と大企業等の連携に関する双方からの主張等の他、本調査事業報告書に求めるもの・活用方法等への意見・提言等も想定しているが、詳細については別途 NEDO と実施事業者の間で相談の上決定するものとする。

なお、実施に当たっては、他の既存イベントやセミナー等の連携セッション・コマとして開催・実施するなど効率的に実施すること。

- ② 意見交換会の模様や議論の内容に関して、Web に掲載可能な資料（写真、データ等）を作成する。作成にあたっては、OI 事業者と大企業の連携促進に資するような資料にすることを意識すること。

## (3) 報告書の作成

(1)にて収集した調査結果や(2)の意見交換会の内容・意見等を踏まえ、大企業と OI 事業者の連携における、連携阻害要因、目指すべき連携の姿とそのための方策、具体的な事例、連携促進のための提案等を取りまとめた報告書を作成する。

## 4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2021 年 5 月 31 日まで

## 5. 予算額

2,000 万円未満

## 6. 報告書

事業終了時に、調査報告書の電子ファイル（PDF ファイル形式）を CD-R 等の不揮発性媒体に記録し、2 枚を所定の期日までに提出すること。

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出すること。

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual\\_tebiki\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tebiki_index.html)

調査により得られた資料は、電子媒体で一식을別途提出すること。

## 7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

以上